

報告第 1 号

令和 5 年度第 1 回都市計画審議会
令和 5 年 8 月 28 日（月）午後 2 : 00 ~

報告第 1 号

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（鳴尾浜 2 丁目）【報告】

目 次

1. 計 画 書（案）	P. 1
2. 産業廃棄物処理施設設置事業計画の概要	P. 2
3. 位 置 図	P. 4
4. 配 置 図	P. 5
5. 許可手続きフロー	P. 6

計画書(案)

名称等	位置	面積	備考
産業廃棄物処理施設 大栄環境株式会社	西宮市鳴尾浜2丁目16番、17番1から17番4まで、18番1、18番2	11,621.16 m ²	<p><計画後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の焼却施設 処理能力 113 t /日 ・廃油の焼却施設 処理能力 21 t /日 ・廃プラスチック類の焼却施設 処理能力 91 t /日 ・その他の産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラ以外）の焼却施設 処理能力 220 t /日 <p>注）上記記載の産業廃棄物の種類ごとの処理能力は、それぞれ単独処理した場合の最大処理能力を示す。</p>

理由

焼却施設の焼却能力の向上とともに、熱エネルギーの有効活用及び埋立て処分量の軽減により、循環型社会の形成及び環境負荷の低減を図るものである。

建築基準法第51条

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

産業廃棄物処理施設設置事業計画の概要

1 敷地の位置

- 所在地 西宮市鳴尾浜2丁目16番、17番1から17番4まで、18番1、18番2
- 地籍 11,621.16 m²
- 地域地区 準工業地域（容積率200%・建蔽率60%）
- 土地利用の位置付け
特別用途地区「臨海産業地区」・建築協定地区「西宮市鳴尾浜木材団地」

2 事業者

- 大栄環境株式会社（大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号）
代表取締役 金子 文雄

3 事業目的

焼却施設の焼却能力の向上とともに、熱エネルギーの有効活用及び埋立て処分量の軽減により、循環型社会の形成及び環境負荷の低減を図ります。

4 許可対象施設

焼却施設（今回許可対象）

	処理能力		
	既設	増設	合計
①汚泥	—	113 t/日	113 t/日
②廃油	—	21 t/日	21 t/日
③廃プラスチック類	(12 t/日) (廃止)	91 t/日	91 t/日
④その他の産業廃棄物（汚泥、廃油、廃プラスチック以外）	(50 t/日) (廃止)	220 t/日	220 t/日

破碎施設（変更なし）

	処理能力		
	既設	増設	合計
①廃プラスチック類	296 t/日	—	296 t/日
②木くず	475.2 t/日	—	475.2 t/日
③がれき類	1,005 t/日	—	1,005 t/日

5 都市計画決定しない理由

産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、建築基準法第51条本文の規定により、原則として都市計画においてその位置を決定しますが、民間施設については事業の継続が事業者側に委ねられており、恒久的な施設とは限らないことから、都市計画決定をせず、同条ただし書の規定を適用し、特定行政庁である西宮市の許可を行うこととしております。

6 位置の妥当性

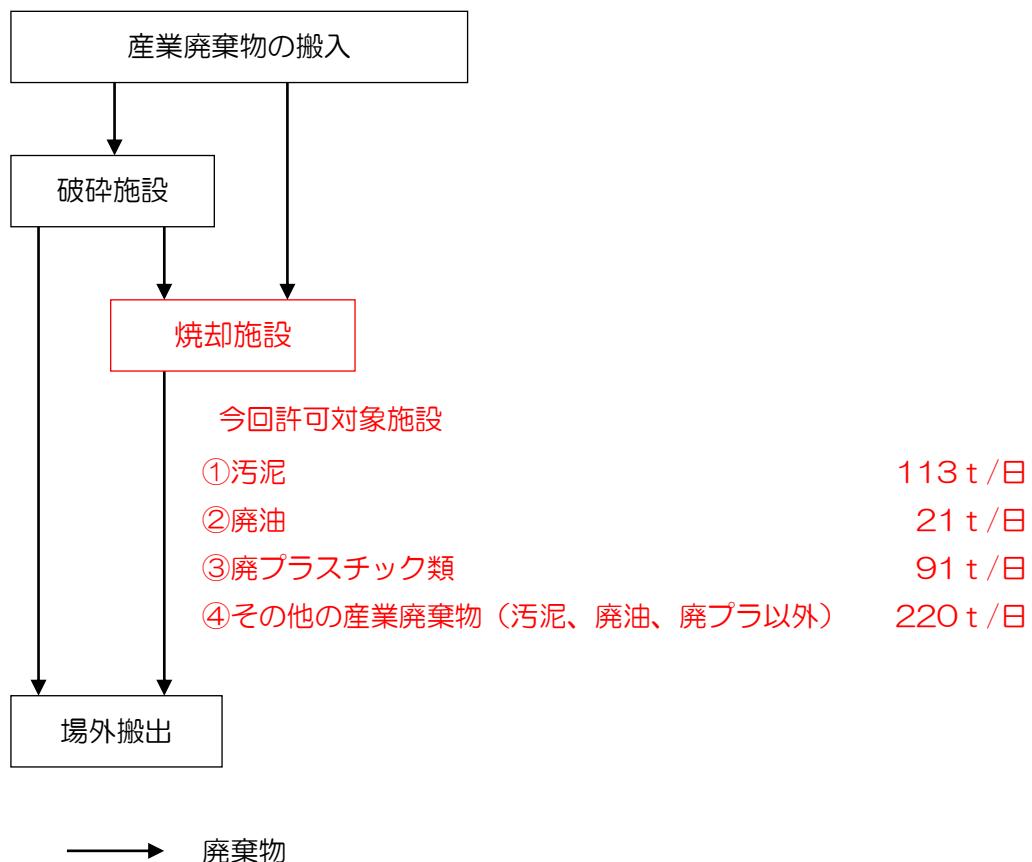
(1) 土地利用の位置づけ

当該敷地は準工業地域内ですが、既成市街地では確保し難いごみ処理施設の都市施設及び産業地等としての土地利用が行われている地域であり、産業団地としての環境の維持、育成を図るために特別用途地域の「臨海産業地区」に指定されており、住宅、共同住宅等の建築を禁止されています。

(2) 立地

当該敷地の位置は、西宮市の南東にある埋立地に位置しており、阪神高速湾岸線へのアクセスもよく、敷地周辺は倉庫、工場及び事務所が立地しており、周辺に住宅はありません。最も近接している住宅地は、市営高須町1丁目団地で約500m離れています。

7 施設の処理フロー



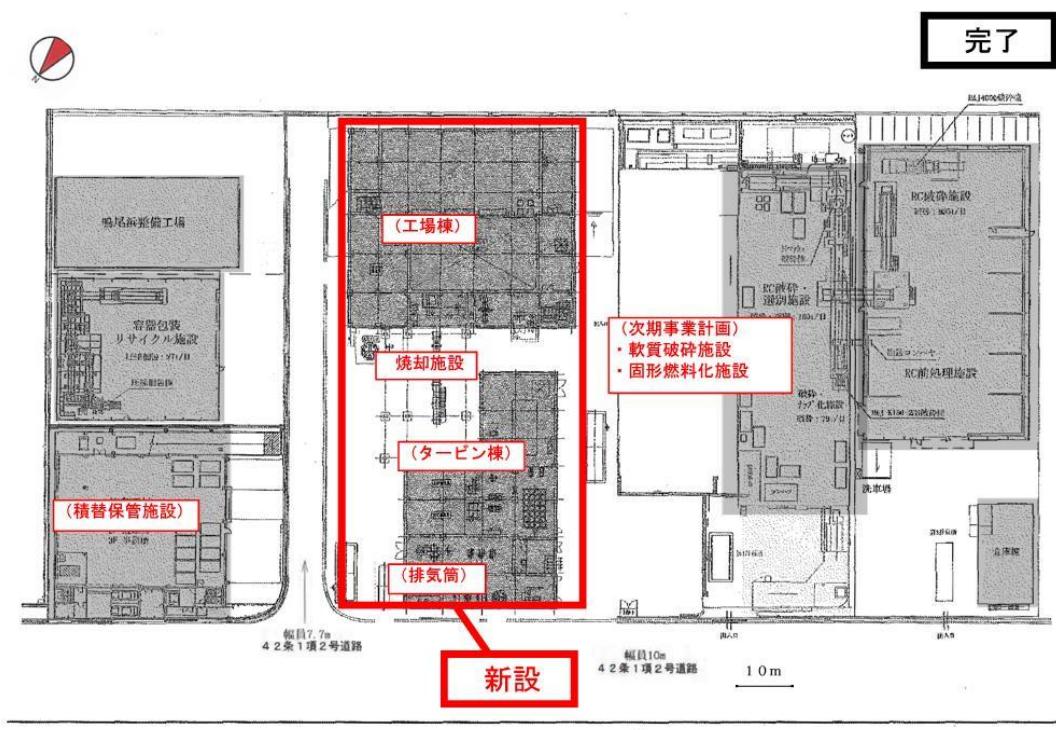
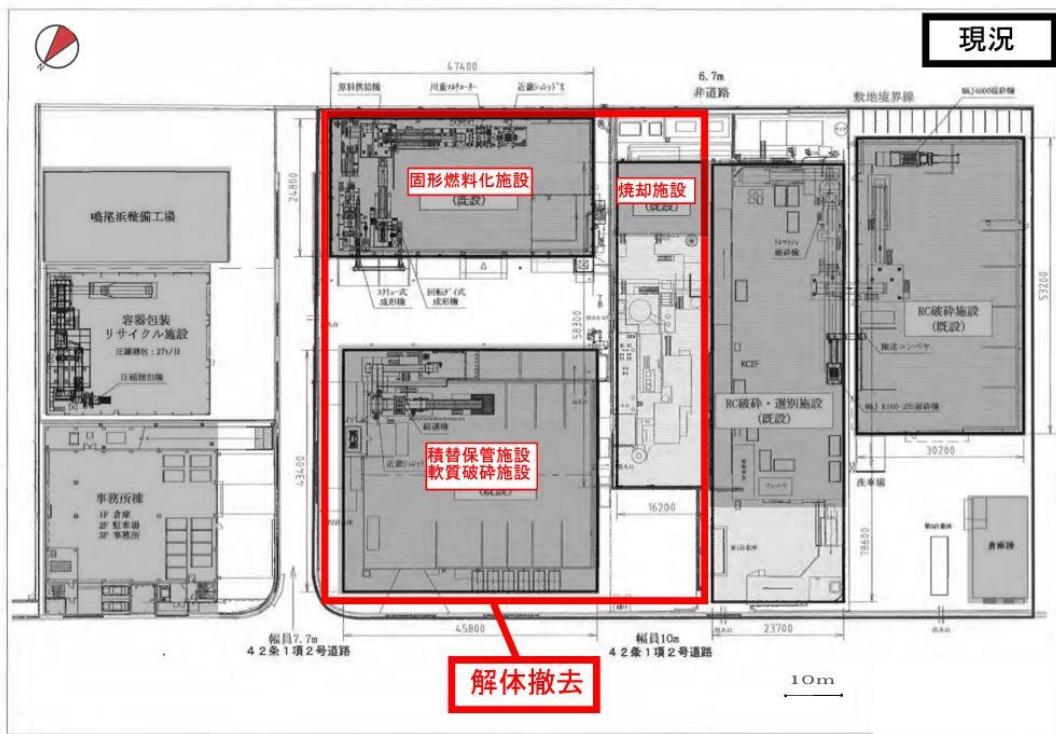
8 周辺環境への影響

産業廃棄物処理施設の設置に伴う周辺環境への影響は、大気質、騒音、振動、悪臭の項目について生活環境影響調査を行ったところ、保全目標を満たしており、支障ないものと判断します。

位置図



配置図



許可手続きフロー（産業廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き）

